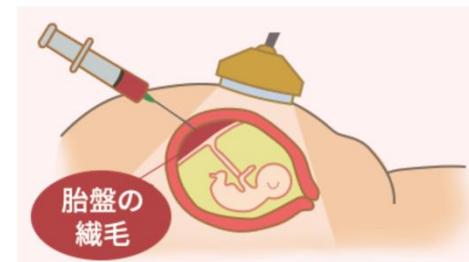


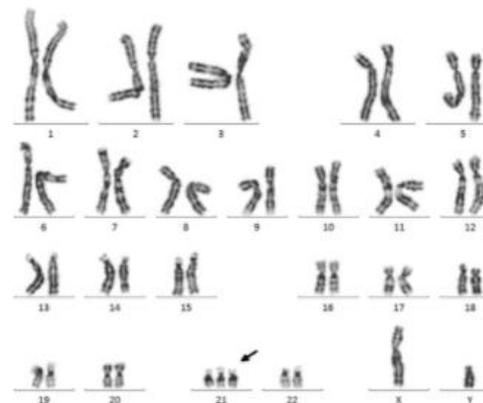
絨毛染色体検査



1. 胎児の染色体のみを検査するものであり、それ以外の異常はわかりません。
2. 超音波で胎児、胎盤の位置、羊水の分布などを観察した後、下腹部を消毒し、穿刺針(長さ約 20cm)で絨毛を採取します。
約 1 時間は院内で待機、特に問題がなければ帰宅です。
半日程度を要します。
3. 胎児、胎盤や筋腫の位置、局所的な子宮収縮で、数回穿刺をしても絨毛が採取できないことがあります。その場合には日程を改めることもあります。
4. 稀に検体に母体血が混じってしまうことがあります。その際は結果に影響が出ることがあります。(結果が出るまでに日数がかかる・結果が出ないなど)
5. 検査後に出血、破水、感染や流産に至る可能性が約 0.3%(1/300)あります。

切迫流産や子宮筋腫合併の方は、場合によっては流産のリスクが高くなるため検査をお断りすることがあります。

6. 絨毛中の胎児細胞を培養し、染色体を検査します。
 - ① 迅速法: 異常のおこる頻度が高い 13.18.21 番と X,Y 染色体の数だけを暫定的に知る検査。
(約 3 日で結果を報告)
 - ② 通常法: 全ての染色体を検査。約 16 日で結果を報告。確定検査
7. 検査時期は、妊娠 11~13 週前後です。細胞がうまく育たないなどの理由で結果が出ないことがあります。必要であれば再穿刺や羊水検査(妊娠 16 週以降)を行います。妊娠 21 週以後は改めて相談が必要となります。
8. 染色体検査の限界
絨毛検査では胎盤の状態を検査します。
 - ① 稀に正常細胞と異常細胞が混在する(モザイク)、モザイクを検出できないことや混在する細胞の割合が適切に反映されない場合があります。
 - ② 稀に胎盤と胎児の染色体情報が一致しない場合があります。(胎盤モザイク)結果によっては改めて羊水検査を提案することがあります。
9. 手術後に何らかの合併症が生じた場合は適宜必要な処置を行います。その際の費用は保険扱いとなります。
10. 現在日本では、胎児に何らかの異常があることを理由に妊娠中絶をすることは認められていません。身体的又は経済的理由により妊娠継続が母体の健康を著しく害するおそれがある場合に限り、妊娠中絶は許可されています。(母体保護法)



-----キリトリ線-----

絨毛検査申込書

以上の事項についての説明を了解しました。その上で私は、絨毛検査に同意し、その実施を依頼します。

20____年____月____日

本人署名 _____

パートナー署名 _____